

5月21日！裁判員制度スタート！ あなたも裁判員に選ばれるかも。



写真は、名古屋地方裁判所岡崎支部の法廷です。向かって左側に検察官、右側に弁護士が着席し、中央の証言台で被告人や証人が証言などを行います。6人の裁判員と3人の裁判官は被告人や証人と向かい合う位置に着席し、裁判を進めていきます。

いよいよ5月21日に裁判員制度が始まります。

今月の特集では6ページにわたり裁判員制度とはどのようなものなのか、どのように選ばれるか、そして参加するのといったことについて、まとめてみました。いつかはあなたも裁判員に選ばれるかもしれません。

Q 裁判員制度とはどのようなものですか？

A 「裁判員制度」は、個別の事件について、国民の皆さんの中から選ばれた6人の裁判員のかたに、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

裁判員制度～5月21日スタート～

Qなぜ導入されるのですか？

A国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

裁判員制度が行われる裁判では、被告人が無罪か有罪か、有罪の場合にはどのような刑にするのかを、私たちの中から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官と一緒に決めることとなります。

Q裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A重大な刑事事件の裁判に参加することになります。

裁判は、最高裁判所をはじめ、高

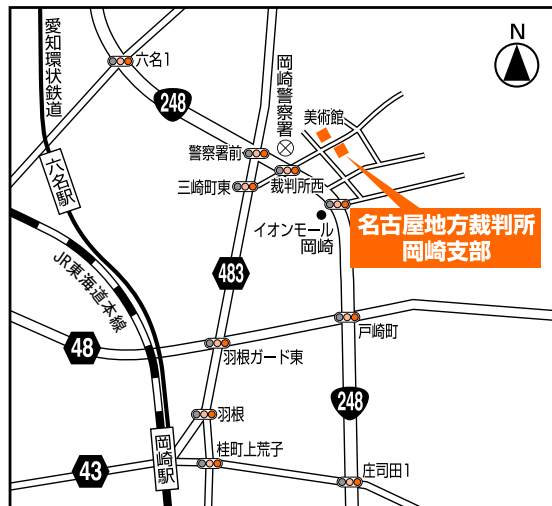
等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所で行われています。

そのうち裁判員制度が行われるのは、地方裁判所のすべての本庁（50カ所）と一部の支部（10カ所、ここに岡崎支部が含まれます）での刑事裁判（第一審）で、裁判員は原則として、住んでいる所を管轄している地方裁判所に行き、裁判に参加することになります。そのため、幸田町に住んでいる皆さんが裁判員に選ばれたときは、名古屋地方裁判所岡崎支部（岡崎市明大寺町奈良井3、下記案内図を参照）で行われる裁判に参加することになります。



▲名古屋地方裁判所岡崎支部

案内図



また、すべての裁判で裁判員制度が行われる訳ではありません。私たちの負担が大きくなることを避けるため、裁判員制度の対象となるのは、私たちの関心が高い、重大な刑事事件の裁判に限られています（下記表を参照）。

裁判員制度の対象になる主な刑事事件
◎人を殺した場合（殺人）

◎強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）

◎人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）

◎ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）

◎人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

◎身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
◎子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

Q裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。詳しくは、次頁の2つの段階を経て選ばれます。

【第1段階】

裁判員候補者名簿への記載

各地方裁判所は、有権者数や過去数年間の裁判員制度の対象となる事件数などから、翌年1年間の裁判員候補者として必要な人数を計算し、管轄区域内の市町村に割り振ります。そして、市町村の選挙管理委員会が、割り振られた人数の有権者を選挙人名簿から無作為に選び、これを基に地方裁判所が裁判員候補者となる人を名簿に記載します。(今回幸田町から選ばれた候補者数は89人、岡崎市は89人です。)

裁判員候補者名簿は1年ごとに作られ(毎年秋ごろ)、記載された人は1年間、裁判員候補者として地方裁判所から呼び出しを受ける可能性があります。

【第2段階】

裁判員候補者名簿の中から裁判員を選ぶ

裁判が行われる日が決まると、地

方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から裁判に必要な人数の裁判員候補者を無作為に選びます(1裁判で50人〜100人程度)。そして、調査・質問をし、裁判員になれない事情がある人や辞退することができている人を除いた後、残った裁判員候補者の中から再び無作為に裁判員を選びます。選ばれた裁判員は、対象となった事件の裁判に参加し、被告人に判決を宣告するまで立ち会います。

ここまで裁判員制度の概要についてお知らせしてきました。次に、もし裁判員候補者名簿に記載されたら、具体的にどのような手続きをして裁判員になるのか、また、裁判員としてどのように裁判に参加するかについて一緒に見ていきましょう。



もしもあなたが裁判員に選ばれたら・・・

12月に入って間もなく、あなたの元へ裁判所から1通の封筒が届きました。あなたは、裁判員候補者名簿に記載されたのです。(名簿に載った人には必ず封筒が届きます。毎年12月ごろ)

調査票の返送

届いた封筒には、裁判員候補者名簿に記載されたことを知らせる通知と一緒に、パンフレットや裁判員になれない事情を尋ねる調査票などが同封されていました。

あなたは、回答要領を読みながら慎重に調査票(裁判員になることが特に難しい特定の月があるかなど)を記入し、裁判所に返送しました。

調査票を返送してからしばらく時間がたち、あなたの元に再び裁判所からの封筒が届きました。(選任手続期日の6〜8週間前までには通知があります。)

選任手続期日のお知らせ(呼出状)

選任手続期日のお知らせには、裁判員制度の対象となる事件が名古屋地方裁判所岡崎支部に起訴されたので裁判員候補者を選んだところ、あなたが選ばれたこと、裁判員の選任手続きの日時や裁判員を務めていただく予定の期間などが記載されました。(今回の事件では、選任手続に引き続いて、2日間連続で裁判が行なわれるということが、記載されていました。)

選任手続きのためには会社を休んで裁判所に行かなければならず、あなたは裁判員候補者に選ばれたことを上司に話しました。(裁判員候補者に選ばれたことを、インターネットなどで不特定多数の人に公表することは、法律上、禁止されていますが、家族や親しい人、上司などに話すことまでは禁止されてはいません。)

裁判員制度～5月21日スタート～

**Qトラブルに巻き込まれた
りしないですか？**

A裁判員の名前や住所などの情報は、公にはならないとされています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されていますし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅したりした者には、刑罰が科せられることになって
います。

なお、裁判員やその家族に危害が
加えられるおそれがあり、裁判員の
関与が非常に難しいようなごく例
外的な事件については、裁判員が加
わらず裁判官だけで裁判をすること
もあります。

事前質問票の返送

選任手続期日のお知らせには、辞
退できる事情がないか、また、その
事情を理由に辞退を希望するかを尋
ねる事前質問票が同封されていまし
た。

あなたは、辞退できる事情がな
く、仕事の調整もついたため、該当
事項がないことを記載して返送しま
した。

**Q裁判員になることを辞退す
ることはできないのですか？**

A原則として、辞退できないこと
になっています。ただし、次のような
人は、申し出をして、裁判所からそ
のような事情があると認められれば
辞退することができます。

①70歳以上の人
②地方公共団体の議会の議員（会期
中に限る）

③学生または生徒

④過去5年以内に裁判員、検察審査
員等を務めたことのある人

⑤過去1年以内に裁判員候補者とし
て裁判所に行ったことのある人

⑥一定のやむを得ない理由があつ
て、裁判員の職務を行うことや裁
判所に行くことが困難な人

⑦のやむを得ない理由の例

・ 重い病気やけがをしている

・ 同居の親族を介護する必要がある

・ 妊娠中または出産後8週間を経過
していない

・ 父母の葬式

質問票で辞退できる事情が明らか
になった場合は、呼び出しを取り消

す通知が送られ、裁判所へ行く必要
はなくなります

**Q仕事が忙しいという理由
で辞退はできますか？**

A仕事が忙しいという理由だけで
は、辞退はできないことになってい
ます。ただし、とても重要な仕事
があり、ご自身が処理しなければ、事
業に著しい損害が生じると裁判所が
認めた場合のほか、裁判員になるこ
とにより自分自身やまわりの人に経
済上の重大な不利益が生じると裁判
所が認めた場合には、辞退が認めら
れることになっています。

**Q交通費や昼食代などは支
給されますか？**

A裁判員候補者や裁判員等になって
裁判所に来ていただいたかたには、
日当や交通費が支払われ、裁判所か
ら家が遠いなどの理由で宿泊しなけ
ればならない場合には宿泊料も支払
われます。日当の具体的な金額は、
裁判員候補者のかたは1日あたり
8000円以内、裁判員および補充

裁判員に選ばれたかたは1日あたり
1万円以内で、選任手続や審理等の
時間に応じて決められます。なお、
日当などは、事前にお知らせいた
いた預貯金口座に振り込んでお支
払います。

選任手続期日の当日、あなたは指
定された時間に名古屋地方裁判所岡
崎支部に行きました。

**事件の説明・質問票（当日
用）の提出**

当日集まった裁判員候補者に、被
告人の名前や罪名などが説明され、
あなたは初めて、どのような事件な
のかを知りました。

また、今回の事件とのかかわりを
尋ねる質問票が渡されたので、あな
たはテレビを見て事件について知っ
ていることを記入して提出しまし
た。

事件とのかかわりとして挙げられ
ていることは、被告人や被害者との
関係の有無のほか、事件に関する情
報を報道などで知っているか、家族
などの身近な人が同じような犯罪の
被害に遭っていないかなどです。

裁判長からの質問

質問票を提出してからしばらく待つっていると、裁判長からの質問を受けるため、あなたは別室に呼ばれました。

裁判長からは、これまで提出した調査票や質問票に間違いがないか、不公平な裁判をする恐れがないかなどの質問をされ、あなたは間違いがないことなどを答え、質問は終了しました。

裁判員候補者全員への質問が終了した後、あなたは裁判員の一人に選ばれたことを告げられ、午後からの裁判に参加することになりました。この日から、あなたの裁判員としての仕事が始まりました。

ここからが、本当の意味での「裁判に参加する」です。



冒頭手続（法廷）

午後の裁判。あなたはほかの5人の裁判員と3人の裁判官と法廷に入り、着席しました。裁判長が被告人の住所や氏名を確認（人定質問）した後、検察官が裁判所に提出した起訴状を朗読。続いて、被告人と弁護人が起訴状に書かれている事実について言い分を述べ（意見陳述）、審理が始まりました。

審理（法廷）

【冒頭陳述】

まず検察官が、次に被告人の立場から弁護人が、証拠により証明しようとする事実を説明しました。あなたは、今回の事件のことを、テレビを見て知っていましたが、それにとられないようにしようと、検察官、弁護人の説明に集中しました。

【証拠調べ】

冒頭陳述が終了すると、事件に係る証拠物や証拠書類が、それぞれから提出されました。また、証人が事件に関連することを証言し、そ

れに対する質問も行われましたが、被告人に対する質問は、翌日に行われることになりました。

裁判2日目。審理は被告人に対する質問から始まりました。弁護人・検察官が被告人に何度か質問。また、裁判員も質問をし、被告人がそれに答えました。

【論告・求刑】

証拠調べが終了すると、検察官が事件の事実関係や法律的問題などの意見を述べ（論告）、被告人に科すべき刑罰について意見を述べました（求刑）。

【弁論・最終陳述】

論告・求刑に続き、まず証拠調べの結果を踏まえて弁護人が、事実関係や法的問題などの意見を述べ（弁論）、次に被告人が、事件について最終的な意見を述べ（最終陳述）、2日間にわたった審理が終了しました。

あなたを含む6人の裁判員と3人の裁判官は別室に移動し、話し合いが始まりました。

評議（評議室）

話し合いは非公開で行われました。法廷で取り調べた証拠を基に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするのかについて、裁判員や裁判官が意見を述べ、あなたも自分の考えを話しました。そして、しばらく話し合いを続けた末に、今回の事件について1つの結論を出しました。

Q 議論を尽くしても全員の意見が一致しなかったらどうなるのですか？

A 議論を尽くしても全員一致の結論が得られないときは、多数決で結論を出します。この場合、裁判員の意見と裁判官の意見は同じ重みを持ちます。ただし、有罪であると結論を出すときは、裁判員と裁判官のそれぞれ1人以上を含む過半数の賛成が必要です。

裁判員制度～5月21日スタート～

判決手続（法廷）

あなたは、ほかの裁判員、裁判官と再び法廷に入り、着席。裁判官が評議で出された結論を基に作成した判決を被告人に言い渡し、あなたの裁判員としての仕事は終了しました。

裁判の日数は事件の内容によって異なりますが、裁判を連続的に行うことなどにより、約7割の裁判が3日以内に終わると見込まれています。

Q 見聞きした事実について話してもよいのですか？

A 証人尋問の内容など公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として裁判に参加した経験や感想であれば、基本的に話しても大丈夫です。

逆に漏らしてはいけない秘密には、評議の秘密と評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあります。

評議の秘密には、たとえば、どのような過程を経て結論に達したのか

ということ、裁判員や裁判官がどの

ような意見を述べたかについて、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評議の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。

また、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密には、たとえば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。

これまで、もしも裁判員になったら・・・どのような流れで裁判に参加していくのを見ました。少しは理解できたでしょうか？

裁判員制度についてもっと知りた、わからないことがあるという人は、次の問合せ先までご連絡ください。

▽問合せ

☆名古屋地方裁判所岡崎支部刑事訴訟
廷務室裁判員係

☎ 51-84288

☆裁判員制度ホームページ

(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)

● DVD等の貸し出し

町では、裁判員制度の概要を理解していただき、この制度に対する不安を解消していただくため、裁判員制度に関するDVD等を貸し出しています。

● 貸出方法

役場企画政策課か町立図書館の窓口で直接お申し込みください。なお、貸し出し本数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

★企画政策課情報G（役場3階）

☎ 63-5132

★町立図書館

☎ 63-0001

● 貸し出しタイトル名

「裁判員制度 ―もしもあなたが選ばれたら―」(58分、役場DVD1本、図書館DVD2本)

「審理」(60分、役場DVD2本、図書館DVD3本、VHS1本)

「総務部総務課 山口六平太裁判員プロジェクトはじめます」(23分、

役場DVD1本、図書館DVD1本)

「裁判員 選ばれ、そして見えてきたもの」(70分、役場DVD2本、図書館DVD4本、VHS1本)

「評議」(62分、役場DVD2本、図書館DVD3本)

「ぼくらの裁判員物語」(22分、役場VHS1本、図書館DVD2本、VHS1本)

私たちの視点や感覚が反映される裁判員制度。いよいよ今年の5月21日からスタートします。

